

して投票する方法です。

投票にあたっては、次の点にご注意ください。

- ① ○印を二人以上につけると無効になります。
- ② ○印のほかに×や△などの記号をつけると無効になります。

### 投票用紙見本

平成三十一年四月二十一日執行  
立科町長選挙投票

選挙管理委員会  
立科町

注 意  
一 投票しようとする候補者一人についてその氏名の上の○をつける欄に○印を押すこと。  
二 ○のほかは何もつけないこと。

○をつける欄	候補者氏名	たてしな たろう	あさま じろう	しらば さいろう	とうひょう じろう
	候補者氏名	立科太郎	浅間次郎	白樺三郎	投票四郎

8.0cm

12.8cm

ただし、期日前投票、不在者投票、点字投票は記名式投票です。投票用紙に候補者の氏名を書いて投票します。

### 投票の順序

町長・町議会議員一般選挙

受付

町長選挙  
投票しようとする候補者の氏名の上に○のゴム印を押す。

投票

町議会議員一般選挙  
投票しようとする候補者の氏名を書く。

投票

投票用紙はこの2種類です。

● 町長選挙

クリーム色の用紙に黒の印刷

● 町議会議員一般選挙

白色の用紙に赤の印刷

投票日に投票所へ行けない人のために  
期日前投票制度があります

### こんな時は期日前投票

- ・ 区域を問わず、仕事または親族の冠婚葬祭などの予定のある人
- ・ レジャーや買物などの私用で、投票日に投票区内にいない人
- ・ 病気やケガ、妊娠などの理由で、歩行が困難な人

### 県議会議員一般選挙

3月30日(土)から4月6日(土)

### 町長・町議会議員一般選挙

4月17日(水)から4月20日(土)

時間 午前8時30分から午後8時

場所 たてしな人権センター 会議室  
持物 投票所入場券

### 不在者投票

立科町の選挙人名簿に登録されていて、投票日当日立科町以外の市区町村に滞在する場合は、滞在先の市区町村選挙管理委員会にて投票できます。この場合、あらかじめ投票用紙を請求していただくようになります。

▼ 病気などのために県が指定した病院等に入院、入所して歩いて歩行が困難な人等は、その施設内で投票するこ

とができます。この場合、早めに施設の係員にお申し出ください。

▼ 身体に重度の障がいがある人で、立科町選挙管理委員会が交付した「郵便投票証明書」をお持ちの人は、郵便等による不在者投票ができます。この場合、投票用紙の交付申請は投票日の4日前までです。早めに選挙管理委員会へお問い合わせください。

### 代理投票制度

「わたしは字が書けないから投票しない」などと棄権しないでください。いろいろな理由で字の書けない人のために、代理投票制度がありますので、投票管理者に申し出てください。

代筆する人もこれに立ち会う人も投票の秘密を厳守しますので、安心して投票することができます。

### ▼ 代理投票ができる人

身体に障がいのある場合（けがをしたとか、手が震えるなどの記載不能な場合も含まれます。）や、文字を知らなために候補者の氏名などを自分で書くことができない人。